

令和7年度 岡山県実務者研修等代替職員確保支援事業（概要）

1 事業内容

介護職員の資質の向上を図るとともに介護施設の人材確保を支援するため、介護サービス事業所の職員が下記3に定める研修を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を補助する。

【補助事業のスキーム】



2 補助対象事業者

県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所又は施設を経営する者

3 対象となる研修

- ア 介護福祉士実務者研修 ウ 喀痰吸引等研修
イ 介護職員初任者研修 エ 認知症ケア研修

4 事業実施の公募

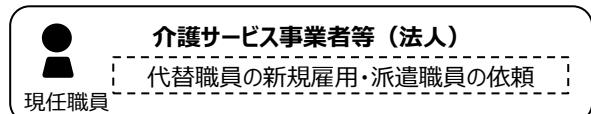
本事業の実施希望者は、県に事業実施計画書を提出する。

5 対象費用

代替職員に係る給与（賃金）・諸手当・社会保険料、派遣料
※次のいずれの場合も対象となります。

- ①代替職員を直接雇用した場合
②派遣職員を依頼した場合

なお、補助対象とする雇用期間は1事業所あたり1ヶ月以上
6ヶ月以下とする。



①直接雇用の場合 ②派遣職員を依頼した場合

6 対象職員

研修を受講する職員の雇用形態は常勤・非常勤を問わないが、介護業務に従事する者とする。

7 現任職員の研修派遣

- 職員が研修を受講する日は勤務扱い（研修等、有給扱い）とすること。
- 研修受講料は施設負担・本人負担は問わない。
- 令和8年3月末までに研修を修了すること。
- 代替職員の勤務時間は週又は月の期間において常勤労働者の勤務時間の4分の3以上とする。
- 補助対象とする期間は、代替職員の雇用期間中に開催される実務者研修等に、現任職員を派遣した延べ実日数が、代替職員が勤務する実日数の1/4以上でなければならない。

【例1】社会福祉法人が経営する施設に勤務する現任職員を研修に派遣するため、

代替職員を2ヶ月間（例えば、勤務日数40日）雇用する。

職員：甲を延べ12日間研修に派遣

※延べ12日 ÷ 40日 = 0.3 →要件クリア ○

【例2】社会福祉法人が経営する施設に勤務する2名の現任職員を研修に派遣するため、

①代替職員を4ヶ月間（例えば、勤務日数80日）雇用する。

②代替職員を5ヶ月間（例えば、勤務日数100日）雇用する。

職員：乙を延べ10日間研修に派遣

職員：丙を延べ12日間研修に派遣 合計 延べ22日

①の場合… 延べ22日 ÷ 80日 = 0.275 →要件クリア ○

②の場合… 延べ22日 ÷ 100日 = 0.22 →要件満たさず ×

8 補助基準額及び補助率

- ・補助基準額 代替職員の雇用等期間 1ヶ月あたり 200,000円（上限）
・補助率 9/10

【実施計画提出期限】

令和7年6月13日（金）

9 令和7年度スケジュール（予定）

- 令和7年5～6月 実施事業者募集（計画書の提出）
令和7年6～7月 補助金申請・交付決定
令和8年3月 補助金実績報告・確定

※令和7年4月以降、新たに雇用する代替職員を対象とします。

※なお、本事業は予算の範囲内において実施するものとし、すべての希望に添えない場合があります。

【問い合わせ・申請書類等提出先】

〒700-8570岡山市北区内山下2-4-6

岡山県子ども・福祉部 地域福祉課

地域福祉班

TEL (086) 226-7317

FAX (086) 226-7332